

(学科のみ)高圧・特別高圧電気取扱業務に係る特別教育開催のご案内

主催 名古屋東労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項および安全衛生規則36条に基づく特別教育の講習会を開催致しますので、次の業務に従事する方はご受講下さいませよう、ご案内申し上げます。

労働安全衛生法第五十九条

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(特別教育を必要とする業務)

労働安全衛生規則第三十六条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は次のとおりとする。

四 高圧（直流にあっては750Vを、交流にあっては600Vを超え、7000V以下である電圧をいう。以下同じ）若しくは特別高圧（7000Vを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務。

安全衛生特別教育規定第五条

3 実技教育は、高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法について15時間以上（充電電路の操作の業務のみを行なう者については1時間以上）行なうものとする。

(注) **学科のみ**の講習です。各事業場において充電電路の操作業務のみを行う場合は**1時間以上**、活線作業および活線近接作業に就かせる場合は**15時間以上**の実技を行う必要があります。

教育修了者には労働基準協会長より「修了書」を事業場には「修了証明書」を交付致します。

日時 2024年11月28・29日(木・金)2日間 9:20~16:10

会場 名古屋市工業研究所 4階 第2会議室

熱田区六番町三丁目4-41 (地下鉄六番町駅下車徒歩1分※公共交通機関のご利用にご協力ください)

受講料 会員 14,250円 非会員 18,330円(テキスト代・消費税含)

申込方法 下記申込書をFax願います。

ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB申込みも可能です。

〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9

名古屋東労働基準協会 Tel 052(882)3909 Fax 052(883)3586

振込先 講習開始8営業日前までにお支払いください。

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通 656029 名古屋東労働基準協会

※ 振込手数料は貴社にてご負担願います。

※ 11月19日(火)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。

(学科のみ) 高圧・特別高圧電気取扱業務に係る特別教育 申込書

会社名	住所 〒						
担当者 所属・名前	Tel	Fax					
	Mail						
受講者氏名 (フリガナ)	受講者氏名 (フリガナ)						
生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日

